

改正

平成13年6月1日訓令第42号
平成21年12月16日訓令第109号
平成24年12月5日訓令第103号
平成26年3月25日訓令第20号
平成27年4月1日訓令第51号
平成27年9月24日訓令第98号
平成29年5月16日訓令第81号
令和6年2月29日訓令第15号

鹿角市建設工事入札結果等公表要綱

(目的)

第1条 この要綱は、入札制度の公正かつ円滑な運用を図るため、市が発注する建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項（以下、「入札結果等」という。）の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 この要綱による公表の対象は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条の規定により公表することとされているもの及びそれ以外の建設工事
- (2) 随意契約を行った工事
- (3) 建設コンサルタント業務（土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査、建築関係コンサルタント、補償コンサルタントの5業務。以下「建設コンサルタント5業務」という。）

(公表の内容)

第3条 競争入札に付した建設工事における入札結果等の公表内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 工事項
 - (2) 工事場所
 - (3) 工事種別及び概要
 - (4) 工期（着手日及び完成日）
 - (5) 入札執行方法
 - (6) 入札指名理由又は入札参加資格要件
 - (7) 入札日時
 - (8) 予定価格
 - (9) 最低制限価格又は調査基準価格（失格判断基準を設けた場合は、当該基準を含む。）
 - (10) 入札参加者の商号又は名称及び入札金額
 - (11) 落札者の商号又は名称並びに落札金額
 - (12) 契約者の商号又は名称及び住所並びに契約金額
- 2 随意契約における公表内容は、前項第1号から第5号、第8号及び第12号のほか、次の各号のとおりとする。
- (1) 随意契約理由及び根拠法令
 - (2) 契約締結日
- 3 変更契約における公表内容は、第1項第1号から第3号及び第12号のほか、次の各号のとおりとする。
- (1) 当初契約締結日及び変更契約締結日
 - (2) 変更前の契約金額及び変更後の契約金額
 - (3) 変更前の工期及び変更後の工期
 - (4) 変更の理由

4 第1項各号の規定は、建設コンサルタント5業務における公表内容について準用する。この場合において、第1項第1号から第3号中「工事」とあるのは「業務委託」と、第4号中「工期」とあるのは「業務期間」と、「完成日」とあるのは「完了日」と読み替えるものとする。

(公表の期間)

第4条 公表は、対象工事の契約締結後、速やかに開始するものとする。

2 公表の期間は、公表の日の翌日から起算して1年間を経過する日までとする。

(公表等の方法)

第5条 公表の方法については、閲覧所を設け閲覧に供するほか、インターネットを利用して閲覧に供する方法を併用するものし、閲覧を行う場所等は次の各号によるものとする。

(1) 閲覧所を設け閲覧に供する場所は契約検査室とし、閲覧時間は市の執務時間内とする。

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法は、鹿角市ホームページへの掲載のほか、電子入札による場合においては電子入札システムを利用して行うものとする。

(公表様式等)

第6条 競争入札に付した契約の場合の公表様式は、様式第1号によるものとする。

2 随意契約を行った場合の公表様式は、様式第2号によるものとする。

3 変更契約を行った場合の公表様式は、様式第3号によるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、電子入札による場合においては、秋田県の電子入札システムに準じた様式によるものとする。

(規定の準用)

第7条 物品調達、役務の提供等の発注について、第3条（第6号、第8号から第11号を除く。）から第5条の規定を準用し入札結果等を公表できるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月1日訓令第42号）

この要綱は、平成13年6月1日から施行し、同日以降に起工され、又は開始される建設工事等に適用する。

附 則（平成21年12月16日訓令第109号）

この要綱は、平成21年12月16日から施行する。

附 則（平成24年12月5日訓令第103号）

この要綱は、平成24年12月5日から施行する。

附 則（平成26年3月25日訓令第20号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第51号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月24日訓令第98号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年5月16日訓令第81号）

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。

附 則（令和6年2月29日訓令第15号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する調書

年 月 日公表

工 事 名				
工 事 場 所				
工 事 種 別 及 び 概 要				
工 期	着手	年 月 日	完成	年 月 日
執 行 方 法				
入 札 指 名 理 由 又は入札参加資格要件				
入 札 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分			
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税を含む)				
最 低 制 限 価 格 調 査 基 準 価 格 (失 格 判 断 基 準)				
入 札 参 加 者 の 商 号 又 は 名 称	第 1 回	第 2 回	第 3 回	見 積 額
	入札金額	入札金額	入札金額	見積金額
落札者の商号又は名称				
落 札 金 額				
契約の相手方の商号 又は 名 称 及 び 住 所				
契 約 金 額 (消費税及び地方消費税を含む)				

契約の過程並びに契約の内容に関する調書

年 月 日公表

工 事 名	
工 事 場 所	
工事種別及び概要	
工 期	
執 行 方 法	
随 意 契 約 理 由	
上 記 根 拠 法 令	
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税含む)	
契 約 者 の 住 所 称 号 又 は 名 称 代 表 者 職 ・ 氏 名	
契 約 日	
契 約 金 額 (消費税及び地方消費税含む)	

変更契約締結の内容に関する調書

年 月 日公表

工 事 名	
工 事 場 所	
工事種別及び概要	
契約の相手方の商号 又は名称又は住所	
変更契約締結日	年 月 日
変更前の契約額 (消費税及び地方消費税含む)	円
変 更 額 (消費税及び地方消費税含む)	円
変更後の契約額 (消費税及び地方消費税含む)	円
変 更 前 の 工 期	着手 年 月 日 ～ 完成 年 月 日
変 更 後 の 工 期	着手 年 月 日 ～ 完成 年 月 日
変 更 の 理 由	